

口 初任給見習五日給金壹円五拾銭以上ヲ支給セラレタシ  
本 工日給金壹円八拾銭以上ク支給セラレタシ

二 時間外割増支給ニ関スル件

運輸課ト今様ニセラレタシ

三 賞与金支給率改正ノ件

運輸課ト今様ニセラレタシ

四 公休日ニ関スル件

工務課勤務従業員ニ對シテハ一ヶ月間ニ公休日二日ヲ支給

セラレタシ

五 休暇券支給率改正ノ件

運輸課ト今様ニセラレタシ

六 祝祭日紋日手當支給ニ関スル件

運輸課ト同様ニセラレタシ

七 臨時工期間短縮ニ関スル件

従来、臨時工採用期間ク三ヶ月ニ短縮シ本エトテ採用

スルコト

八 工場法實施促進ニ関スル件

現在、工務課勤務従業員一同ニ對シ即時ニ工場法ヲ適

用セシメラレタシ

九 変電所勤務従業員ニ對シ精勵賞支給ニ関スル件

變電所勤務従業員ハ時間外割増手當金ハ全然支給セ

ラレ居ラサレハ運輸課ト同様ニセラレタシ

十 昇給率及退職手當金支給規定制定ノ件

昇給率ノ率及退職手當金支給ニ就テハ運輸課ト同様ニ